広報広聴委員会　川島美希子委員長、各委員様

「市議会だより」における討論の記載について

日ごろは、市議会広報広聴活動にご尽力いただきありがとうございます。

「市議会だより」における討論の記載について、7月10日(月)委員会において、佐藤委員が主張しましたが、改めて下記の理由で討論（賛成・反対同等に）の記載をするよう検討をお願いします。

　討論とは、議案が議題に供された後、本会議質疑と委員会審査を通して、その内容が明確になり、問題点が浮き彫りにされた時点で、審議の最終段階として議題に対する賛否の意見を開陳する事であり、単に自己の意見を明らかにするだけでなく、意見の異なる相手を自己の意見に同調させようと努める事に意義があるとされています（地方議会運営事典より）

　14万余の市民のうち、市長提案の議案に対し賛否を表明できる（議決権を所持する）のは我々22名の市議会議員だけであり、討論は議決の前提として一般質問同等に大事な事であり、「市議会だより」で市民に知らせるのは当然の事です。

　また、現在の「市議会だより」は賛否が分かれた議案に対してのみ「表」にして各議員の賛否を記載していますが、賛成反対各討論を聞いたうえで各議員は賛否を決めているのですから、その理由としての討論を記載しないのは、市民は各議員の賛否の判断基準を知る術もなくなることになります。

　7月10日の委員会では、「少数意見を多数同様に記載するのはどうなのか」「個人のおかしな意見が出たらどうするのか」などの意見が出されましたが、少数であれ、おかしな意見であれ、賛成反対同等に記載した上で市民の判断を求めるのが「市議会だより」のはずであり、多数の意見でなければ記載できないというのは言論の府としてあるまじき発言であり見過ごせません。

　また「一般質問の記載を少なくしている」「QRコードから読み取ることが出来る」などとして、見やすい「市議会だより」にするという意見も出されましたが、文字数を少なくする事や他の媒体へ移管することで「見やすく」はなるでしょうが、議会が果たしている役割、一般質問同等に重要な議員の権限である議決権をいかに市民の立場で行使しているかを知らせる事（討論を記載した上で各議員の賛否を記載する事）が市民に伝えるべき事であり、広報広聴委員会の役割は「市議会だより」の内容の充実にあるはずです。

　以上の理由から、再度、広報広聴委員会において、討論の記載について検討をお願いいたします。

日本共産党藤枝市議団

石井通春

佐藤真理子